

第31回・第3期第12回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成30年10月31日（水）18：30～20：40
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第30回・第3期第11回）議事録 3 議 事 （1）「まちづくり協議会」の条例への位置付け等について ア 作業班からの報告 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、 神谷委員、田中委員、野田委員、喜多委員、光村委員
開催形態	公開（傍聴人2名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は12名、欠席者は7名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は2名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第30回・第3期第11回）議事録」の内容が確認され、以下3点を修正したものを議事録とすることが承認された。

- ・ 6頁 発言者「ヒ」⇒「総計」を「第6次総合計画」に修正。
- ・ 6頁 発言者「ム」⇒「まちづくり条例」を「まちづくり基本条例」に修正。
- ・ 8頁 発言者「ヲ」⇒「保障」を「保証」に修正。

3 議事

(1) 「まちづくり協議会」の条例への位置付け等について

【作業班からの報告】

作業班で行われた議論の内容について報告が行われた。内容は以下のとおり。

- ・ 条例の位置付け方の議論を行い、以下3点の認識の共有を行った。

- ① これまで、「まちづくり協議会」は「まちづくり基本条例」に位置付けられていないと考えてきたが、まちづくり基本条例逐条解説 P19『□地域の主体的なまちづくり活動』の上から7～10行目の記載より、まちづくり基本条例第3条の規定は、市民の発意や活動に対する支援を法的に担保しようとするものであること。加えて、本日の配布資料「協働のまちづくりの推進について」P4の『○市の責務』の

3の記載より、まちづくり基本条例第3条3記載の「地域コミュニティ」には、まちづくり協議会も既に含まれているということ。よって、まちづくり協議会の活動等に対する市からの支援は、既にまちづくり基本条例の中で法的に担保されている。

② しかし、まちづくり協議会の位置付けの定義としては物足りないため、まちづくり協議会の位置付けを定めた条例がまちづくり基本条例とは別に必要である。

③ 新たに作成する条例の構成については、まちづくり協議会を条例で位置付けている他市の条例を参考に条例化する。

・上記の認識の共有に至る経過では、「まちづくり基本条例に『まちづくり協議会はその一端を担う』というシンプルな一行を追加したら十分ではないか」という意見も出たが、その内容だけでは条例改正の説明が難しいということになり、最終的に上記の結論となった。

【その他議論】

上記「作業班からの報告」の後、議論が行われた。議論で出た意見としては下記のとおり。

ア 地域コミュニティにはまちづくり協議会も含むと思うが、実際にこれまで市民に認識されていたかどうかということが何もチェックができていない。まちづくり基本条例の中に位置付けられたものであるとの認識がなかった。一つの案としては、もう少し地域コミュニティの説明を条例の中で記載していかないといけないと思う。

イ（会長）作業班の報告内容は、まちづくり基本条例は触らずに、そこから引用する形でまちづくり協議会を位置付ける別条例を作ってはどうかという提案。そのやり方も一つかなと思う。

ウ 「まちづくり基本条例逐条解説」も「協働のまちづくりの推進について」の資料も発行された時期は同じ。当時は、今の市民交流部ではなく、企画財務部の政策室が担当していた。「協働のまちづくりの推進について」は全市民向けの解説。この4ページ記載の「〇市の責務」欄は、まちづくり基本条例第3条について市民向けに解説している。まちづくり基本条例第3条に「地域コミュニティ」とあり、その解説として自治会、まちづくり協議会、ボランティア、NPOなど色々な市民がまちづくり活動を支援していこうという記載がある。この内容について、当時、全市民に発表している。語り継ぎ方が足りないという点については市にも責任がある。逐条解説P19記載の「法的に担保」という部分の読み込みが不足していた。前回までは「まちづくり協議会」はまちづくり基本条例の中には概念として入っていない、法的に担保されていないと思っていた。「協働のまちづくりの推進について」の第3条の解説には、色んな活動団体を支援していくことが書いている。法的に担保されているかどうかは、市民活動をしている者にとっては重要ではなかったのだと思う。前回、まちづくり基本条例にまちづくり協議会の条文を入れることにこだわったが、もう既に入っているという前提に立てば、まちづくり協議会だけをまちづくり基本条例の中に位置付けるのは違和感がある。まちづくり基本条例に記載されている「地域コミュニティ」にまちづくり協議

会が既に入っているならば、まちづくり計画を第6次総合計画に位置付けても問題はない。そのことを今まで知らなかった方もいることから、地域コミュニティの定義を他の条例で位置付けた方が良いと思う。その場合、自治会など他の活動団体をどうするかという議論になるが、全部含めるとなると相当のボリュームになるため、とりあえずまちづくり協議会の位置付けを行い、他の団体については支援の仕方も違うため、その先で考えた方が良いのではないかと。

エ まちづくり基本条例はこのままで良いと思う。ただ、他の条例を見ると、前回議論した宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例など、条例の中に自治会は出てくるが、まちづくり協議会は出てこない。まちづくり協議会としては、どんなまちづくりをしていくかというところで関わってくるが、条例に書いていないため、まちづくり協議会に情報が来なかった事例がある。別の条例の中でまちづくり協議会に対しても開発事業に関して情報提供させることを明確にうたわないと、まちづくり協議会の存在意義が薄れていく。この辺りを別の条例の中できちっとやっていく必要がある。

オ 今のまちづくり協議会、また、自治会、NPOなどまちづくり協議会を構成する組織全体がガラッと変わっていく、つまり、地域自治そのものが変わっていく形を目指すのであれば、条例全体を変えていかないといけない。まちづくり基本条例の中にまちづくり協議会が入っていないということだけを補足するような考え方で、まったく今の地域自治の考え方をそのまま存続していくということであれば、現在のまちづくり基本条例の第3条があるため、それを補完するような何かを作るということだけで足りると思う。しかし、地域自治をどうしていくかという将来像がぼやっとしている気がする。どんなものを目指すのかということによって、考え方が変わってくる。前回の委員会の際、時間が限られているため3行ぐらいの条文を入れたら良いのではないかという意見が出たが、この意見はまちづくり協議会が条例に位置付けられていないからとりあえず入れておこうという考え方だったと思う。このような考え方であれば、今の地域自治そのものは今のままで良いということになるが、その辺りはどうなのか。

カ 前はまちづくり協議会が位置付けられていないと思っていた。しかし、精査したところ、位置付けられているということが分かった。このことは前回の会議後に気が付いて、考えを変えた。基本条例に既に位置付けられているということであればまちづくり基本条例を触る必要はない。ただし、まちづくり協議会が作成したまちづくり計画が第6次総合計画に位置付けられるということから、まちづくり協議会の位置付けがはっきりしないという状況であれば、別条例でまちづくり協議会の目的、組織運営、範囲などを定義し、活動を認め、市が支援するという条例を作ればよい。位置付ければはっきりする。

キ 位置付けの定義が物足りない。まちづくり協議会という名前がはっきりと出てこない。

ク (会長) 今のまちづくり基本条例の中では、「地域コミュニティ」という文言はあるが、「市民自治」を明確に定義はしていない。そうすると、新しい条例の中で、市民自治

のあり方などを議論をした上で入れておけば、先ほどの発言の意図を汲んで条例の中で位置付けられるのかなと思う。また、まちづくり協議会を条例で位置付けることになれば、当然、まちづくり協議会の役割や行政との連携のあり方なども条例の中に位置付けていくことになる。まちづくり協議会がどういうことを担っていったら、行政はまちづくり協議会とどういう連携を図っていくのかという点について集中的に議論をさせていただいて、条例の中身を組み立てていくことができれば、先ほど指摘いただいた内容は受けていけると思う。市の方が言っている「地域の意思決定の機関である」ということも今のまちづくり基本条例には入っていないため、こういうところも位置付けていけば、「まずはまちづくり協議会で意志決定してください」という話になってくる。

ケ（会長）作業班の報告にあった方向性で進めるということでは、まちづくり協議会又は市民自治に特化させた条例をまちづくり基本条例から導いて作るということでこれから作業を進めていく。ここからは、他市の条例の資料を見ながら進めていく。

コ（会長）非常に重要なのは、まず、まちづくり協議会をどのように条文として位置付けるのかという点。その次に、「市民自治を担う」と書くのであれば、市民自治というのはいったいどういうものなのかを書いていくとか、まちづくり協議会はこの役割を担って、開発のときには市は情報を伝えなければならないなどという細かいところを考えていくことになる。まずはまちづくり協議会をどのような条文で位置付けるかという視点で他市の条例の資料を見ていただけたらと思う。特に資料の「住民自治組織等にかかる規定」の部分から様々な形があることが分かる。

サ（会長）川西市の協働の条例は、始めは地域コミュニティが入っていなかった。ところが、地域コミュニティの担い手から地域コミュニティが大切だろうという意見があり、後追いで一文が入れられた。そういう意味では、川西市の条例は元々の体系の中に地域コミュニティが位置付いているとは言い難い。

シ（会長）名張市自治基本条例第34条5項はかなり踏み込んでいると思う。事務委託をできると書いている。それにかかる経費についても条例で位置付けている。市役所内の合意が図られているため、ここまで踏み込んでいる。こういった例を踏まえて、宝塚市ではどこまで書くのか、また、市役所としてはどこまで書けるのかというところの協議がこれから始まっていくと思う。

ス 他の条例を見て、別条例で位置付けるべき内容のメモを作成した。他市では『組織の定義』『区域』『組織の運営原則』『組織の目的』『市の役割』が記載されている。『組織の定義』としては市ごとに違う名前を付けている。宝塚市では「～校区まちづくり協議会」や「まちづくり協議会」となると思う。『区域』はほぼ「小学校区」。『組織の運営原則』は「民主的に開かれた」や「自主的に形成する」などという言葉が他市には大体入っている。あるところでは「地縁による団体、各種団体の連携を取る」と書かれている。また、あまりないが、「この組織は意見を集約して市に提案することができる」などと書かれているところもある。『組織の目的』としては、「住民自治の発展」

や「地域の安全、教育、福祉」など細かく書いているところや、「地域の社会的課題の解決を図るのを目的とする」と書いてあるところもある。『市の役割』としては、名張市の記載にもあるように、経費までに言及しているところもあれば、「必要な支援をする」や「適切な施策を取る」などという記載にとどめているところもある。

セ（会長）明石市自治基本条例第18条1項は、宝塚市のまちづくり協議会の運営ガイドラインの内容を見事に法律にしている。どういう運営をするかについて記載されている。18条2項、3項は、まちづくりに関する協働の提案をここで確保している。まちづくり協議会で議論をしていきますというのが2項。それを受けて市長は真摯に対応しないといけないと3項に書かれている。提案権として踏み込んだ書き方である。また、豊中市自治基本条例では、12条3項でまちづくり協議会を担う人材の育成についても書かれている。4項には、市が施策を決定するときには、必ずまちづくり協議会の意見を聞く措置を取らなければならないということが定められている。これが位置付けられれば、先ほどの開発の話などの際に、まず、まちづくり協議会に意見を聞きますということに自ずとなっていくと思う。こういう見方で見ていただき、これは良いというものがあれば提案していただければ、作業班でどういう順番、どういう組合せで並べていくのかということを考えてもらえるのではないかと思う。

ソ 名張市自治基本条例にある「地域づくり組織」とは、どういうイメージを持ったら良いのか。

タ（会長）いろんな名前があるが、はっきりと協議会と言っている場合もあるし、名称としてぼやかしている場合もある。

チ（事務局）名張市は、自治基本条例とは別に、地域づくり組織条例もあり、この条例でより詳しく書いている。

ツ 明石市自治基本条例18条の「地縁による団体」とは何か。

テ（会長）自治会だと思う。

ト まちづくり基本条例の「地域コミュニティ」をどこまで含めるととらえるか。

ナ 地域コミュニティにはまちづくり協議会が含まれるということだとすると、地域コミュニティに含まれる団体はたくさんある。明石市の「地縁による団体」という言葉は参考になると思う。この言葉がなければ、地域コミュニティの内容としてたくさん記載する必要が出てくる。

ニ 市によっては申請書を出させて、1小学校区に1つだけを地域コミュニティとしているところもあったと思う。こういう限定もあってもいいかもしれない。

ヌ 自治会は市民自治組織だということは分かっているが、まちづくり協議会のほとんどが自治会で組織している。自治会なくしてまちづくり協議会はないという話がけっこう出ている。自治会の会員が減っているため、自治会の役割は弱まっているという意見が前回の委員会でもあったが、市民の一番身近な組織として自治会があるということは間違いない。名張市自治基本条例第33条2項のような一文がないと自治会から相当な反発を食らうのではないかと思う。まちづくり協議会を構成する一番大きな組織として自治会があるという表現がないといけないと思う。何をするにしてもまちづく

り協議会は自治会を頼っている。

ネ 自治会はなければだめだと思っている。自治会はいらないということではなく、だから頑張っていけないといけないということを言っている。組織率がどんどん下がるのをこのままほっていたらまちづくり協議会はつぶれてしまう。また、「コミュニティの創造と発展」の冊子がベースになるので、自治会はまちづくり協議会の中核である。中核という表現は誤解が生まれるので別の表現が必要であると思うが、自治会を中心に置くのが宝塚のまちづくり協議会である。

ノ 条例化するに当たっては、まちづくり協議会だけでなく自治会などまちづくり協議会を支援する組織はすべて条例に何かしら表現されるということか。

ハ すべてを入れるとそれぞれの定義が難しくなるので、当面は、まちづくり協議会だけを書いておけば良いのではないかということ。もちろん、まちづくり協議会以外をほっておくのではない。ただ、他の団体を位置付けるためには整理が必要。まちづくり協議会を一つ定義すれば、そこには今活動している自治会も含まれる。

ヒ（会長）この辺りはすごくデリケートな問題である。今の委員の説明は、自治会はまちづくり協議会の重要な構成員だから、まちづくり協議会を支援するということが間接的に自治会の活動も支援しているんじゃないかという意見だと思う。これを別個独立に支援する必要があるのか、どういう形で書き込むかどうかは、慎重に議論を続けていきたい。ある市では、自治会連合会がまちづくり協議会連合会に様変わりしている。自治会ではなくまちづくり協議会で一本化して行って、各小学校区でまとまった各まちづくり協議会の連合体としてネットワーク化をしていこうじゃないかとしている。そういう意味では、自治会とまちづくり協議会の関係性はすっかりした上で動いている。一番難しいのは、1小学校区1自治会の場合。まちづくり協議会と自治会がほぼ同じになってしまう。この場合は、かなり重なってくるのでどういう形で整理するのが難しい。ある自治体では、小学校区内に大きなニュータウンの1つの自治会と旧村の自治会がいくつか入っている状態。この場合は、大きなニュータウンの自治会だけでは物事を決められないが、うまく地域のバランスを考慮しながら物事を動かしている。勢力的にはニュータウンの自治会が握っているが、旧村の伝統などに配慮しながら物事を決めている。小さな自治会がいくつかあるだけで、まちづくり協議会の位置付けや動かし方は違ってくる。

フ まちづくり協議会連合会のお金の流れはどうなっているのか。

ヘ（会長）補助金は各小学校区のまちづくり協議会に直接行く。権限を持った連合体というよりも、情報交換などのために運営されている連合体として理解してもらえたらよい。

ホ 宝塚市のまちづくり協議会の中で、自治会が運営に入っていない協議会はあるのか。

マ エリア内の全ての自治会が運営に入っているかについてはバラつきがあるが、1つの自治会も入っていないまちづくり協議会はない。

ミ 自身が所属するまちづくり協議会は、一昨年に地域自治をやらせていただきたいという請願を出した。その条件として、全自治会と連携が取れていることを入れた。協

働の指針に記載のある「自治会を中核」という部分を重要視して運営している。自治会がきちんとならないと住民がきちんとならない。また、自治会がきちんとしてこそまちづくり協議会がきちんとする。よって、一生懸命自治会と連携を取っていくことに力を注いでいる。

ム 議論の中では、自治会・まちづくり協議会の名称が出てくるが、条例には出てこない。条例に名称が出てこない市には、自治会やまちづくり協議会はないのか。

メ（会長）あるが、名前をあえて条例に出していない。まちづくり協議会と自治会のどちらが上であるかについての議論になる。まちづくり協議会のみが位置付けられてしまうと自治会を入れろという話になるが、自治会を位置付けてしまうと、今度はまちづくり協議会を条例に位置付けていることがぼやけてくるので、あえて自治会とまちづくり協議会を並列させていない。

モ 宝塚市で位置付ける場合も、やはりまちづくり協議会などの名称は入れないのか。

ヤ（会長）その点はデリケートな問題のため、それぞれの地域事情に詳しい皆さんとの協議の中で、条例に位置付けられるのかは決まっていく。

ユ（会長）生駒市は、平成22年に自治基本条例を制定し、市民自治協議会という名前で小学校区単位での協議会を作っているが、8年経った現在においても、1小学校区しかできていない。自治会で十分ではないのかという意見が出て、なかなか協議会自体が立ち上がっていない。

ヨ 自治会はまちづくり協議会の中核であるという話になるのであれば、条例にも自治会という名称を位置付けることがなぜいけないのか疑問に思う。中核であると言いながら、なんとなく自治会が置き去りにされているような感じを受けることが多々ある。

ラ（会長）生駒市自治基本条例第43条には、自治会という単語が記載されているが、穿った読み方をすると、自治会は市民自治協議会の構成員の1つであると読めてしまい、協議会と自治会のどちらが上かの話になってしまう。こういう点から単語として記載するかについては、時間を掛けて議論をした方がいいと思う。

リ 前回、宝塚市のまちづくり協議会はどのような組織かという話になった。自治会やPTAなどの色んな組織が集まって1つの協議体として活動をしていることから、協議会はお皿の役割であり、その上に自治会などの組織が乗っている。この辺りをきちんと理解することで、地域コミュニティというものが、まちづくり協議会だけで定義できる。

ル（会長）名張市自治基本条例第33条では、「市民は、～自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し」と記載がある。これは、まずは一番身近な単位自治会の活動に参加しようとして書いてある。そして、34条で一定のまとまりのある地域においてまちづくり協議会を設置することができる旨の内容が記載されているという二段構えにしてうまく書き分けている。

レ 宝塚市でも昔からある自治会と、ニュータウンにある自治会では活動内容などが大きく違う。まちづくり協議会と自治会の歴史的経緯については市によって現状が大きく異なるため、まちづくり協議会の立ち上げに伴う手当ての仕方も市によって違う。

- また、自治会とまちづくり協議会のどちらが上かという論議は無意味だと思う。
- ロ（会長）戦後戦前かどうか、また、権威権力で動かされる方かどうかによって関心が違う。権威権力にこだわる方は上か下かの議論になってしまう。
- ワ 「協働の指針」に記載されている、協働のテーブルに関する図が分かりやすいと思うので、この図を上手く表現したらいいと思う。
- ヲ 「コミュニティの創造と発展」に記載のある、地域のまちづくり協議会のイメージの図を表現したくて、「協働の指針」に先ほど話のあった図を挿入した。
- ン（会長）宝塚市では現在、地域ごとのまちづくり計画を見直しているが、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第10条の2の4項では、まちづくり計画が位置付けられている。こういったまちづくり計画を位置付ける条文も入れてはどうか。
- ア これは入れておいた方が良くと思う。
- イ はっきり示していくことも大事。
- ウ ぼやかさないで具体的に記載しないと分からない。解釈がバラバラになってしまう。
- エ 今議論しているまちづくり協議会の位置づけが示される条例には、NPOについても並べて記載すると考えていいのか。
- オ（会長）参画と協働の条例にして、その中で、NPO等との協働を位置付けていくというところ。名張市自治基本条例第35条には「市民公益活動」という文言が入っている。こういう形でしっかり位置付けていくのも一つである。
- カ まちづくりという観点からいけば、地域福祉などの観点が入る。当然、従来のまちづくり協議会あるいは、自治会だけではできない問題もある。障がい者支援の団体や認知症支援の団体なども全部含めた中でやっていかないといけないので、まちづくり協議会の観点には、そのような活動団体も全部含めていく必要がある。今まで、活動できていなかったからと言って、除外するのではなくて、他の団体も条例に含めた中で具体的な取組をまちづくり計画の中に入れていかないといけないと思う。
- キ 条例は必要だと思うけど、それを別個の条例にするのかどうか。
- ク 他市が制定している自治基本条例の中には、住民自治組織と協働の推進について分けて記載されているが条例としては一つ。前回の議論では、宝塚市では、まちづくり基本条例をそのままにして、条例に記載のある地域コミュニティの部分について、協働の推進に関する条例を作り、その中でまちづくり協議会を位置付けていくような話であった。新たな条例を制定することによって、地域コミュニティをしっかりとまちづくり協議会の中で定義付けて、その中に色んな地域団体を含めていければと思う。
- ケ 全然違う視点で思っているのは、第6次宝塚市総合計画の準備が平成32年4月から始まる。条例について宝塚市協働のまちづくり促進委員会が担当すると言っても、意見書を市長に提出したり、パブリック・コメントの手続きをしたり、条例案を議会に提出していく必要がある。こういった手続きに必要な時間の面も含めて議論していけば、どこまで含めるのかを考えられると思う。
- コ 地域コミュニティについては、まちづくり協議会がきちんと含まれることをもう一度示す一方で、NPOの問題、まちづくり協議会がどのように構成されているかも含

- めて、協働の推進に係る基本条例を制定していく。第6次宝塚市総合計画との関係においては、すでにまちづくり協議会はまちづくり基本条例の中で位置付けられていると解釈するならば、協働の推進に係る基本条例は、時間をかけて作れるのではないか。
- サ 現在の位置付けでは物足りないため、せめてまちづくり協議会くらいは位置付けた方が良いという流れがある。
- シ（会長）名張市地域づくり組織条例のように、まちづくり協議会の中身の条例化を深くやろうという形がある。また、NPOとの関係も含めた協働という横広がり形で条例化する方向性もある。さらに、横並びの参画と協働の条例を作っておいて、これにぶら下がる形でまちづくり協議会の組織条例のようなものを作っていくという二段構えの方向性もある。方向性をどうするか。作業班の中でもまちづくり協議会の位置付けに関する意見は出てくると思うが、参画と協働の条例のNPO側のことがどれだけ書き込めるのかによって決まってくる話もあると思う。例えば、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第8条3項の記載にあるような一文がNPO側は欲しいのだと思う。この一文だけで良いという話だととても内容的には短い文章になってくるので、どこまで膨らませるかを検討していく必要がある。この点も継続した審議になると思う。
- ス まちづくり協議会を分かりやすく簡単に説明できるものを考えてほしい。
- セ（会長）条例に記載するまちづくり協議会の定義を工夫すれば良い。
- ソ（会長）宝塚市協働のまちづくり促進委員会作業班の方と打合せをしながら、もう少し色々なタイプの条例があると思うので、また提供してもらいながら検討を深めていければと思う。
- タ 前回の協働のまちづくり促進委員会の発言の中で、NPOもまちづくり協議会も全部含めて条例に盛り込む意見があったが、この案が良いのではないかと思う。まちづくり基本条例はすでにある中で、協働のまちづくりを推進するための条例の中でまちづくり協議会もNPOも定義をするという形で良いのではないか。今後の作業としては、前回の作業班の結論としては、まちづくり基本条例の地域コミュニティにまちづくり協議会は一応含まれているので、地域コミュニティとは何かということを詳しく書いていけばいいのではないかと思う。
- チ（会長）最初からどんな条例を作るのかということよりも、どんな内容を条文にしたのかということ書き出しておいて、それをどのようなパッケージとして条例にしていくのかという編集作業を行う方法もある。条文に記載したい内容を出して、どういう組み合わせで条例にしていくかを考えていくのも効率的かと思う。
- ツ（会長）手掛かりの1つが協働の指針だと思う。協働の指針に記載されている重要なところを条例化してしまうということもできるので、別途考えるよりも、もう一回協働の指針を読み直して条例化しておくべきことが何かということを議論していくのも一つの手だと思う。
- テ ボランティア団体、NPOが宝塚市内にどれくらいあって、どんな活動をしているのか分からない。今後論議を行うためにデータがほしい。

- ト（事務局）宝塚市内にあるNPOのリストはすぐに提供できると思う。
- ナ（会長）八尾市は、活動団体を認識してもらうために市民団体のリストの冊子を自治会に配っている。連絡先も記載し、ネットワーク化を推進している。
- ニ（事務局）宝塚NPOセンターや宝塚市社会福祉協議会の情報である程度は把握できると思う。資料の方はまた検討したいと思う。
- ヌ 他市の条例の全文を資料として提供いただけないか。
- ネ（事務局）作業班での資料としていくつかの条例をピックアップし、題材として議論してもらえたらと思う。
- ノ（会長）川西市も地域コミュニティが後から加わったので、参画と協働を表に出した条例となっているはず。
- ハ（会長）名張市の組織条例は共有しておいても良いのではないかと思う。
- ヒ（事務局）自治基本条例と別の条例の立て方として、協働を幅広くとらえた協働の推進に関する条例という形で作っているところと、地域自治という部分でまちづくり協議会などと限定した形で作っているところもある。協働全般に渡って条例を作ると時間はかかる。明石市は協働に関する全般的な条例を作っている。いくつかピックアップして用意する。
- フ（会長）協働を深めていくにはかなり時間がかかる。ただ、月1回委員会をやっているので、2年で収まる可能性は高い。
- ヘ まちづくり基本条例に記載のある地域コミュニティには、まちづくり協議会は含まれているという話があった。宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例というのは、まちづくり基本条例よりも後にできているにもかかわらず、自治会が入っていてまちづくり協議会が入っていなかったのはなぜか。地域コミュニティの中にまちづくり協議会が入っているならば、関連する条例も見直していく必要があるのではないか。
- ホ（事務局）まちづくり協議会を位置付ける条例の内容の検討を進めるのに合わせて、開発まちづくり条例の方も検討していく必要があると思うが、それを今からすぐに見直しするのは難しいと思う。
- マ まちづくり基本条例に記載のある地域コミュニティにはまちづくり協議会は含まれているということを行政内で理解されているかについては疑問がある。見直さないといけない条例や関連する条例をリストアップしながら平行して進めていかないといけない。
- ミ（事務局）大きな施設を作る場合、まちづくり協議会にも意見を聞く必要があるというのは分かる。しかし、小さな規模の開発まですべてまちづくり協議会の会長に相談に行くとなると結構な数になるので、各まちづくり協議会の方はそれで良いのかという議論も別途しておく必要があると思う。すべてまちづくり協議会に相談しに行くことになればまちづくり協議会の会長さんの中には困ってしまう方もいると思う。
- ム（会長）宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の条文に自治会は入っておらず、運用として自治会になっている。そこをどう考えるかは、運用上

- の問題かと思う。もう少し煮詰まった段階で議論ができたらと思う。
- メ（会長）自治会長に納得してもらったら、地域の総意のようにすり替わっているが、それは違う。まちづくり協議会に情報を流す、流さない以前の問題。本当にそのような手続きが正しいかも見直していかないといけない。
- モ いっぱい情報が来てもかまわない。こちらで判断する。どこで何が行われるかについては住民として知っておかなければならない。
- ヤ（会長）今は担当課が振り分けているが、まちづくり協議会に情報を渡してしまい、単位自治会で話をした方がいいのか、まちづくり協議会全体で話した方がいいのかについては、まちづくり協議会が決定する方が担当課としては楽かもしれない。しかし、まちづくり協議会は大変になってくるので、この点については議論の余地がある。
- ユ 大変だが、まちづくり協議会の存在意義をだんだんと皆さんに理解されるのではないかな。
- ヨ まちづくり協議会の位置付けをしっかりとすれば、市役所の方もやり方を変えなければならない部分も出てくると思う。
- ラ（会長）時代に合った手続きを考えていく時期かと思う。かといって、本当に地域で民主的に物事を決められるかという点は地域が試されることにもなる。

4 その他

5 閉会

以上